

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.017

処 分 名	土砂のたい積の許可及び変更の許可
処 分 の 概 要	500㎡以上3,000㎡未満で土砂のたい積を行おうとする者は、土砂のたい積に係る土地の区域ごとに土砂のたい積に関する計画を定め、市長の許可を受けなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市土砂のたい積の規制に関する条例（平成17年条例第116号）第6条第1項、第9条第1項
審 査 基 準	<p>1 土砂のたい積に関する計画の内容が、次に掲げる事項について、土砂の流出、崩壊その他の災害の発生を防止するうえで必要な規則で定める基準に適合すると認めるとき。</p> <p>(1) 土砂のたい積の完了時及び最大たい積時においてたい積する土砂の高さ及びのり面の勾配</p> <p>(2) 排水施設、擁壁その他の施設</p> <p>(3) 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置</p> <p>2 申請者が次のいずれかに該当するとき、又は元請負人が(1)に該当するとき、許可をしないことができます。</p> <p>(1) 土砂のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められないとき。</p> <p>(2) 土砂のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないとき。</p> <p>3 許可には、夜間における土砂のたい積の禁止その他生活環境の保全のための必要な条件を付することができます。</p>
標準処理期間	30日
設定年月日	平成26年4月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	第3別館1階環境政策課窓口への提出
備 考	

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市土砂のたい積の規制に関する条例

(土砂のたい積の許可)

第6条 土砂のたい積を行おうとする者は、土砂のたい積に係る土地の区域ごとに土砂のたい積に関する計画を定め、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂のたい積については、この限りでない。

- (1) 土砂のたい積に係る土地の区域の面積が 500 平方メートル未満又は 3,000 平方メートル以上の土砂のたい積
- (2) 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂のたい積で当該事業の区域における土砂のみを用いて行うもの
- (3) 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂のたい積であって、規則の定めるところにより、市長に届け出たもの
- (4) 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち無秩序な土砂のたい積となるおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂のたい積

(5) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂のたい積

(6) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂のたい積

(7) その他無秩序な土砂のたい積のおそれがないものとして規則で定める土砂のたい積

2 前項の土砂のたい積に関する計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土砂のたい積に係る土地の区域の所在及び面積
- (3) 土砂のたい積の目的
- (4) 土砂のたい積に係る工事の元請負人(土砂のたい積に関する計画を定める者から直接工事を請け負った者をいう。)
- (5) 最大たい積時において土砂のたい積に用いる土砂の数量
- (6) 1日当たりの土砂の最大搬入車両台数
- (7) 最大たい積時における土地の形状
- (8) 土砂のたい積の完了時における土地の形状
- (9) 周囲の生活環境の保全のための方策
- (10) 排水施設その他の土砂の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- (11) 前号に掲げるもののほか、災害、事故等の防止のためにとる措置
- (12) 土砂のたい積を行う期間
- (13) その他規則で定める事項

3 第1項の許可の申請には、当該申請に係る土砂のたい積に係る土地の区域を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準等)

第8条 市長は、第6条第1項の許可の申請があった場合において、土

**根拠条例及び  
関係例規等の抜粋**

砂のたい積に関する計画の内容が、次に掲げる事項について、土砂の流出、崩壊その他の災害の発生を防止するうえで必要な規則で定める基準に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 土砂のたい積の完了時及び最大たい積時においてたい積する土砂の高さ及びのり面の勾配

(2) 排水施設、擁壁その他の施設

(3) 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置

2 市長は、第6条第1項の許可の申請をした者が次のいずれかに該当するとき、又は当該許可の申請に係る同条第2項第4号に規定する元請負人が第1号に該当するときは、同条第1項の許可をしないことができる。

(1) 土砂のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められないとき。

(2) 土砂のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないとき。

3 市長は、第6条第1項の許可には、夜間における土砂のたい積の禁止その他生活環境の保全のための必要な条件を付することができる。

(変更の許可)

第9条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)は、当該許可に係る同条第2項第2号から第12号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則の定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可の場合に準用する。